

申告の準備はお早めに

今年も所得税の確定申告、市県民税の申告時期が近づいてきました。お早めの準備をお願いします。申告者のマイナンバーを確認できるもの（記事内の⑯）もお忘れなく。

主な準備品

- ① 昨年申告された方 昨年の申告書の控え（コピー）
- ② 市役所や税務署から、申告書や申告のご案内をお送りしている方 その申告書やご案内の文書
- ③ 印章（スタンプ印以外のもの）
- ④ 給与・公的年金などのある方 「源泉徴収票」
- ⑤ 個人年金や講演料などの雑所得、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金などの一時所得がある方 その支払いの明細がわかるもの（支払調書など）
- ⑥ 事業所得のある方 「収支内訳書」または「青色申告決算書」「収支内訳書」と「青色申告決算書」の用紙は米子税務署で配布していますので、必要な方は事前にご用意願います。なお、国税庁ホームページで作成することもできます。
- ⑦ 雑損控除を受ける方 「災害を受けた資産の明細書」、「り災証明書」、「工事費の見積書、領収書」など
- ⑧ 医療費控除を受ける方 「支払った医療費の領収書」、「保険などで補てんされる金額の明細書」、「医療費控除の明細書」、「医療費通知」など。（医療費通知とは、

- 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）
- ⑨ 国民健康保険料などの社会保険料の支払いがある方 その金額のわかるもの
- ⑩ 国民年金保険料の支払いがある方 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（申告書への添付が必要となります。）
- ⑪ 生命保険料控除を受ける方 「支払保険料等の証明書」
- ⑫ 地震保険料控除を受ける方 「支払保険料等の証明書」
- ⑬ 寄附金（税額）控除を受ける方 「寄附金の領収書、証明書」など
- ⑭ 本人、控除対象配偶者及び扶養親族（16歳未満の方を含む。）で障害者控除を受ける方 「身体障害者手帳」、「療育手帳」など
- ⑮ 還付される税金のある方 預貯金口座のわかるもの
- ⑯ 個人番号（マイナンバー）に係る次のA、Bのいずれか
 - A マイナンバーカード
 - B マイナンバーの通知カードと身元確認書類（注1）
 （注1）本人の身元確認書類の例
 - 運転免許証、健康保険証、パスポート（旅券）、在留カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、国民年金手帳など

住民税や所得税等の相談場所と期間

- ※④～⑥以外の所得がある方、⑦～⑭以外の控除を受ける方の必要な書類については、次のとおりお問い合わせください。
- 所得税の確定申告をされる方：米子税務署
- 市県民税の申告をされる方：市民税課市民税係
- 申告相談場所および期間（土日を除く。）は次のとおりです。
 - 米子コンベンションセンター（ビッグシップ）
 - 米子税務署との合同相談で、受付時間は午前9時～午後4時です。
 - 2月16日（金）～3月15日（木） 場所…2階国際会議室
 - 市役所淀江支所
 - 受付時間は、午前9時～11時、午後1時～4時です。場所…2階大会議室
 地区ごとに相談日を決めていますので、ご注意ください。
 - 淀江地区：1月26日（金）～2月1日（木）
 - 大和地区：2月2日（金）～7日（水）
 - 宇田川地区：2月8日（木）～9日（金）

- 相談に来られる方は、申告に必要な資料（収支内訳書、明細書、領収書等）をお早めにご用意いただきますようお願いいたします。昨年申告された方は、昨年の申告書の控え（コピー）をお持ちください。
- 会場は混雑が予想されますので、なるべく米子コンベンションセンターにお出かけください。
- お待ちいただく時間を短縮するために、農業所得等の収支内訳書の作成と医療費の集計（個人ごと、医療機関・薬局ごと）を事前に済まされてお越しくください。
- 所得税の確定申告をされる方のうち、次の①～④に該当する場合は、十分な対応ができない場合がありますので、できるだけ米子コンベンションセンターをご利用ください。
 - ① 土地、建物、株式等の売却など、分離課税の対象となる場合
 - ② 家屋の新築や購入または増改築をされて住宅借入金等特別控除等の対象となる場合
 - ③ 雑損控除（シロアリ駆除を除く。）
 - ④ 青色申告

問合せ 市民税課市民税係 ☎ 23-5114、Eメール shiminzei@city.yonago.lg.jp
米子税務署 ☎ 32-4121

償却資産（固定資産税）の申告をお忘れなく！

■提出期限 1月31日（水）

■提出窓口 固定資産税課、淀江支所地域生活課

主な業種・事業	償却資産の申告対象となるもの（例）
共通	太陽光発電設備、駐車場設備、受変電設備、パソコン、ルームエアコン、レジスター、看板、簡易間仕切り
飲食店	厨房設備、接客用家具・備品、冷蔵庫
医院・歯科医院	各種医療機器、待合室イス、キャビネット
工場	各種製造設備（旋盤、金型など）
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、自動販売機
建設業	ブルドーザー、ポンプ、ポータブル発電機
理容業・美容業	理・美容イス、洗面設備、パーマ器
不動産貸付業	外構工事、屋外の電気・給排水・ガス設備
農業	ビニールハウス、温室管理装置、乾燥機
再生可能エネルギー発電事業	太陽光パネル、架台、附属装置 ※税額が軽減される場合があります

申告対象となる資産の例

1月1日現在、米子市内で事業を行ない、償却資産（土地や家屋以外の事業用資産）を所有されている方は、償却資産申告書を提出してください。前年中に資産の異動がない場合、減価償却を終えている場合、または廃業された場合も申告が必要です。

アパート、駐車場経営をされている方も申告が必要です

アパート（共同住宅）、駐車場を経営されている個人の方も事業用資産を申告していただく必要があります。

「対象資産の例」

舗装路面・フェンス・側溝などの外構工事、自転車置場、屋外の電気・給排水・ガス設備、ゴミ置場、簡易物置、エアコン、看板など

貸店舗に取り付けた建築設備は借り手側（テナント）の申告が必要です

家屋を借り受けて事業をしている方（テナント）が借家に取り付けた内装などの附帯設備（建築設備）は、原則としてテナント側の償却資産として申告していただく必要があります。

◆市では、償却資産所有者を対象に市の課税が適正かどうかの調査を実施しています。申告をしている方だけでなく、未申告の方にも実地調査を行なうことがありますのでご協力ください。

くわしくは、固定資産税課 家屋償却資産係（☎23-5116、FAX23-5397）までお問い合わせください。

フレッシュタウン錦海団地 4区画を分譲中！

錦海団地の住宅用地を分譲しています。

- 1区画当りの面積 305.51㎡～307.43㎡
- 分譲価格 13,118,294円～13,821,300円
- 申込方法 所定の申込書に住民票を添えて、建設企画課（本庁舎2階）にお申し込みください（申込書は建設企画課にあります）。
- 受付期間 随時受付中



- 譲渡人の決定 申込順に譲渡人を決定します。
※分譲の条件などくわしくは、ホームページをご確認ください。
- 問合せ 建設企画課総務係（☎23-5529、FAX23-5396、Eメール：kensetsukikaku@city.yonago.lg.jp）